

# 感染症予防計画について

## 1 次期「北海道感染症予防計画」について

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和4年12月に成立した改正感染症法により、次の感染症危機に備えるため、都道府県及び保健所設置市が令和6年度から6年間を計画期間とする計画を本年度中に策定。

### ■ 現行計画からの主な変更点

- ① 保健・医療提供体制に関する記載事項の充実・・・別紙1
- ② 病床・外来・医療人材・後方支援・検査能力の確保等の数値目標を設定・・・別紙2
- ③ 道計画と整合の上、保健所設置市も新たに感染症予防計画を策定

また、医療法第30条の4第1項に規定する「医療計画」及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に規定する「都道府県行動計画」との整合性の確保を図ることとされた。

なお、次期医療計画において、「新興感染症発生・まん延時の医療体制」が新たに追加される。

## 2 医療措置協定について

令和4年の改正感染症法に基づき、平時に都道府県と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等（高齢者施設等の入所者を含む）への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みが創設された。（令和6年4月1日 施行）

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の発生・まん延時に医療提供体制を早期に整備するため、協定締結医療機関等は都道府県知事の要請に基づき、協定事項を実施。

なお、道では、現在、医療機関等との協定締結に向けた事前調査を実施。その後、協定の内容協議や締結を進め、令和6年9月末までに締結完了を目指す予定。

## 3 今後のスケジュール

次期「北海道感染症予防計画」策定に向けた検討体制・・・別紙3、別紙4

新 (R6.4.1~)	旧 (現行)
一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項	一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
二 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	(新設)
三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	(新設)
四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	二 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
五 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	(新設)
六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	(新設)
七 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項	(新設)
八 第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	(新設)
九 第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項	(新設)
十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	(新設)
十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	(新設)
十二 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策 (国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項	三 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策 (国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項

※保健所設置市等については、第一号、第三号、第五号、第八号及び第十号から第十二号までに掲げる事項並びに病原体等の検査の実施体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項について予防計画を作成する。(第二号及び第七号に掲げる事項並びに感染症に関する知識の普及に関する事項は定めるように努める。)

都道府県の「予防計画」の記載事項の充実等

平時からの備えを確実に推進するため、**都道府県の「予防計画」の記載事項を充実**。記載事項を追加するとともに、病床・外来・医療人材・後方支援・検査能力等の確保について**数値目標を明記**。  
(新たに**保健所設置市・特別区にも予防計画の策定を義務付け**。ただし、記載事項は★義務と☆任意を付した部分に限る。)

現行の予防計画の記載事項	予防計画に追加する記載事項	体制整備の数値目標の例 (注1)
1 感染症の発生の予防・まん延の防止のための施策★		
2 医療提供体制の確保		<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結医療機関 (入院) の確保病床数</li> <li>・協定締結医療機関 (発熱外来) の医療機関数</li> <li>・協定締結医療機関 (医療人材) の確保数</li> <li>・協定締結医療機関 (後方支援) の医療機関数</li> <li>・協定締結医療機関 (自宅療養者等への医療の提供) の医療機関数</li> <li>・協定締結医療機関 (PPE) の備蓄数量</li> </ul>
	①情報収集、調査研究☆	
	②検査の実施体制・検査能力の向上★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査の実施件数 (実施能力) ★</li> <li>・検査設備の整備数★</li> </ul>
	③感染症の患者の移送体制の確保★	
	④宿泊施設の確保☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結宿泊療養施設の確保居室数 ☆</li> </ul>
	⑤宿泊療養・自宅療養体制の確保 (医療に関する事項を除く) ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結医療機関 (自宅療養者等への医療の提供) の医療機関数 (再掲)</li> </ul>
	⑥都道府県知事の指示権限・総合調整権限の発動要件	
	⑦人材の養成・資質の向上★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数★</li> </ul>
	⑧保健所の体制整備★	
3 緊急時の感染症の発生の予防・まん延の防止、医療提供のための施策★	※緊急時における検査の実施のための施策を追加。★	

(注1) 予防計画の記載事項として、体制整備のための目標を追加。上記は、現時点で想定している数値目標の例。具体的には、国の基本指針等に基づき、各都道府県において設定。対象となる感染症は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症。計画期間は6年。  
(注2) 都道府県等は、予防計画の策定にあたって、医療計画や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画との整合性を確保。

## 北海道感染症対策連携協議会

〔北海道感染症危機管理対策協議会を改組〕

### 北海道新興・再興感染症等対策専門会議

〔北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議を改組〕

### 北海道新興・再興感染症等対策専門会議 医療体制専門部会

〔多様な医療関係団体等から意見を聴取し、具体的な議論を進めるため、R5年度新設(R5年度限り)〕

## 検討スケジュール

別紙4

年 月	検討内容等
R5. 6月	●第1回会議(全体スケジュール等の説明) ※開催済み
7月	●第2回会議(計画骨子(案)等)
8月	●第3回会議(計画たたき台等)
9月	■令和5年第3回定例道議会への報告(計画骨子(案))
10月	●第4回会議(計画素案等)
11月	■令和5年第4回定例道議会への報告(計画素案)
12月	○パブリックコメント
R6. 1月	
2月	●第5回会議(計画案) ■令和6年第1回定例道議会への報告(計画案)
3月	◎計画策定